

28 福後広第 4 2 2 3 号
平成 29 年 3 月 6 日

施術機関 各位

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香



はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費
支給申請における施術料・往療料の適正請求について（通知）

平素より後期高齢者医療につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
療養費の支給については、適正な申請に努めていただいているところとは存じますが、
記載誤りによる申請書返戻や療養費の過誤調整が多数発生している状況にあります。ま
た、療養費に係る不正な請求事案が県内ばかりでなく、全国的にも発生しているところ
であります。

つきましては、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
ついては、厚生労働省保険局医療課長通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサー
ジ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平
成 28 年 9 月 30 日保医発 0930 第 4 号）等により、平成 28 年 10 月 1 日より実施し
ており、改正当時、各施術所に上記通知の写しを送付させていただきました。

この度改めて、下記の留意事項についてご確認の上、適正な保険請求をお願いしたく
通知いたします。（※一重下線部が国の改正点です）

記

I 療養費支給申請の留意事項

療養費の支給申請に当たっては、特に次の事項に留意してください。

1 施術料について

(1) 保険医療機関に入院中の患者への施術について

- ① 当該保険医療機関に往療した場合
- ② 患者が施術所に出向いてきた場合

いずれも療養費の支給は、認められません。

保険医療機関からのレセプト請求で入院中の患者への施術が判明することが
ありますので、患家への確認及び施術所内への提示（例：「入院中の患者は、申

し出てください。)などに努めてください。

(2) 片道 16 kmを超える場合の往療について

往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は、往療料はもとより、その他の施術についての療養費の支給も認められません。

(3) 医師の同意が得られていない施術について

施術には、医師の同意が必ず必要です。医師照会等を行った結果、実際に医師の同意が得られていないと判明した場合は、療養費の支給は認められません。

なお、患者に代わって施術師が医師に対して再同意を依頼し、医師から口頭、返信はがき、FAX等による返答がない場合には、再同意は得ていないものとなりますので、療養費の支給は認められません。

2 往療料について

(1) 往療料支給条件の1つである「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」について

「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」は、往療料が算定されるために必要な条件を示しているもので、患者が何らかの原因で施術所に通所できないことを想定したものです。

よって、単に施術所に赴くことが面倒である等の理由では療養費の支給対象にはなりません。

また、公共交通機関等を利用して患者一人で外出可能であり、施術所への通所が可能と認められる場合には、往療料を算定することはできません。

(2) 往療料支給条件の1つである「患家の求めに応じて」について

「患家の求め」とは、居宅又は介護老人福祉施設等（入所施設に限る。）の施設に入所している患者本人又は患者の家族（患者本人が正常な判断能力を有しない場合に限る。）からの依頼のことです。当該施設の管理者等が患者本人又はその家族の同意なしに施術師に施術を依頼しても、「患家の求め」には該当しません。

(3) 「往療料は、治療上真に必要ながあると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要ながあると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。」について

「治療上真に必要ながあると認められる場合」とは、施術所まで赴くことが面倒である、単に患者の希望のみである等、自己都合による場合を広く認める趣旨ではなく、負傷や疾病を原因とすることを意味しています。

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とする患者からの要請により施術を行う必要があると認められる場合に算定できるものです。

これによらず、あらかじめ、患者と施術師が曜日、日時などを決め、施術師が患家に赴いて施術を行った場合には、「定期的若しくは計画的」に該当し、往療料を算定できません。

(4) 「同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。」について

- ① 同一の建物内に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、原則として別々に算定するのではなく、1人分の往療料のみを算定します。（最初から按分して算定することはできないものである。）ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。
- ② 同一家屋内に複数の患者がおり、1つの施術所から複数の施術師が「定期的若しくは計画的」ではなく患家の求めに応じて施術に赴いた場合でも、原則として往療料は施術に赴いた施術師のうち一人にしか支給できません、ただし、複数の施術師を必要とするやむを得ない理由が認められる場合には、複数の施術師に往療料を支給することができます。

(5) 「同一家屋内における複数患者や複数施術師による施術の取扱い」について同日に同一家屋内で複数の患者が施術を受けた場合、往療料は別々に算定できません。同様に、同一家屋で複数の患者を複数の施術者が施術を行った場合の往療料も算定はできません。

患者側にやむを得ない理由があるときは、あらかじめ当広域連合に問い合わせてください（ただし、施術師の選り好みは「やむを得ない理由」とはなりません）。

※「同一家屋」について

「同一家屋」とは、患者の居宅だけでなく、介護老人福祉施設等の施設や、サービス付き高齢者向け住宅など患者が共同生活を営む賃貸住宅を含みます。

(具体例) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設（ショートステイ）、グループホームなど

(6) 老人デイサービスセンター等の通所施設への往療について

患家とは、居宅又は介護老人福祉施設等の入所施設に限ります。通所介護を行っている施設は、患家に含みません。

(7) 往療料の算定要件を満たさない場合における施術料の算定について

往療料の算定要件を満たさない場合であっても、その施術が治療上必要であるとき（片道 16 kmを超えてその往療を必要とする絶対的な理由があると認められ

ないときを除く。)は、その施術料の算定は可能です。

※ 全盲の患者や認知症の患者等、歩行は可能であっても、患者自身の行動が著しく制限されるような場合は、広域連合で通所できない状況を個別に判断します。事前に広域連合へお問い合わせください。

3 療養費が全額不支給となる場合について

「保険医療機関に入院中の患者への施術」、「片道が 16 km を超える場合の往療」、「医師の同意が得られていない施術」、「老人デイサービスセンター等への往療」等、療養費が全額不支給となる場合には、施術所にその旨を通知し、すでに施術所が療養費を代理受領している場合には、施術所からその返還を求めます。

なお、被保険者又はその家族に対する不支給決定通知書には、療養費支給申請書(写)を添付し、「この場合は療養費を支給することができないので、全額自費となること。」及び「施術所に全額不支給とすることを通知したので、すでに支払った一部負担金を除いた額(未払い分)について、今後、施術所から請求があれば応じられたいこと。」を併せて通知します。

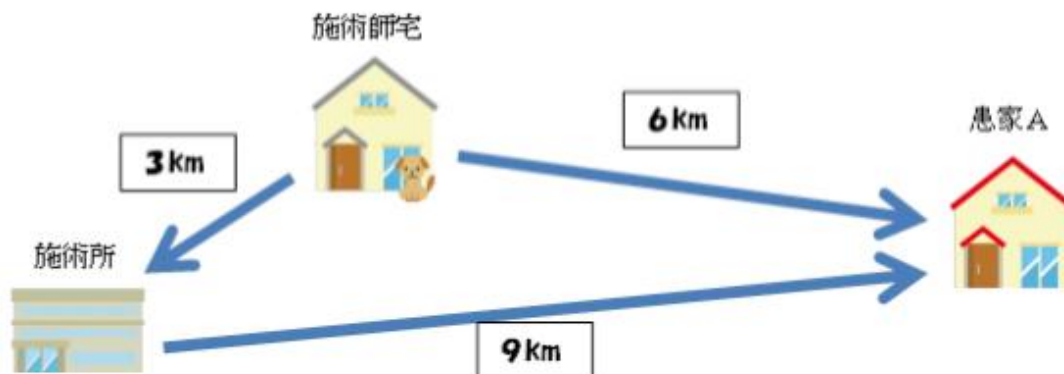
4 療養費支給申請書の施術証明欄及び摘要欄への記載について

- (1) 療養費支給申請書を提出する前に、全ての施術場所が「往療料の起点」から直線距離で 16 km 以内にあることを確認してください。
- (2) 「往療料の起点」とは、保健所に開設の届けを行っている施術所にあつてはその所在地、専ら出張のみによってその業務に従事することとして保健所に届けを行っている施術所にあつては届け出た住所地となります。
- (3) 施術証明欄の施術師の住所及び電話番号には、「往療料の起点」を記載するものとした上で、1名の患者に複数の施術師が交代で施術を行った場合には、施術証明欄に記載した施術師以外の施術師の氏名を摘要欄に記載してください。
- (4) 被保険者証に記載されている被保険者住所と異なる場所に赴いて施術を行った場合には、施術場所の住所又は施設名を摘要欄に記載してください。
- (5) 往療の算定にあたっては、起点は施術師 1 人 1 か所の保健所登録所在地(出張専門若しくは事業所開設届)とし、往療の実態に則した算定方法とします。

参考として①から③の例を示しますが、往療料の算定について不明な点がある場合は必ず広域連合にお問い合わせください。また、患者の状態が回復したなど、往療の必要がないと疑われる申請(「一人で買い物をしていた」「車を運転していた」等の通報による情報提供のあった患者を含む)はすべて返戻します。

①自宅から施術所に通い、施術所を起点として往療する場合

(直線距離：施術師宅～患者A＝6 km、施術所～患者A＝9 km 自宅～施術所＝3 km)

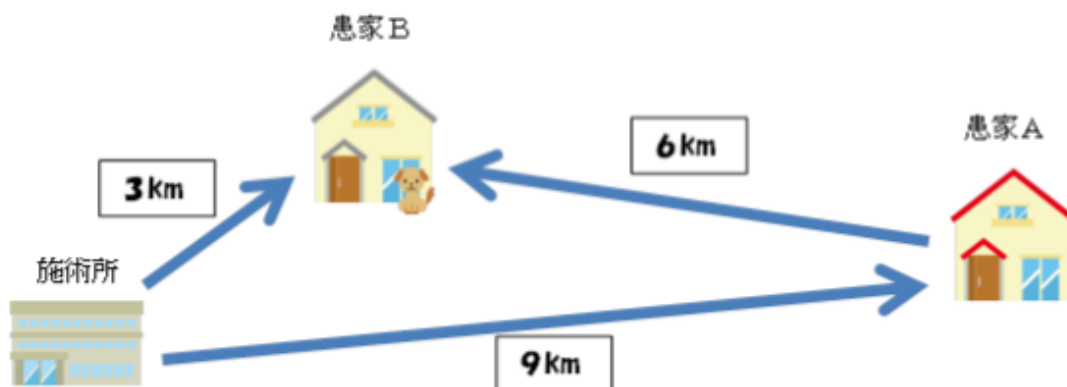


施術師宅と施術所が別に存在する場合で、往療料の算定及び往療ルートの実態について、疑義が生じる時（施術師宅から患者Aまでの直行直帰が疑われる時など）は当該施術月分の申請すべてを返戻します。

また、保健所登録していても、往療料の算定を有利にすることを目的に「営業実態のない施術所を設けている」「往療実態に虚偽がある」等と当広域連合が判断した場合は、申請書をすべて返戻するとともに、事業所・施術師の不正行為とみなし、実地等により調査を行います。

②施術所から2世帯以上を往療する場合

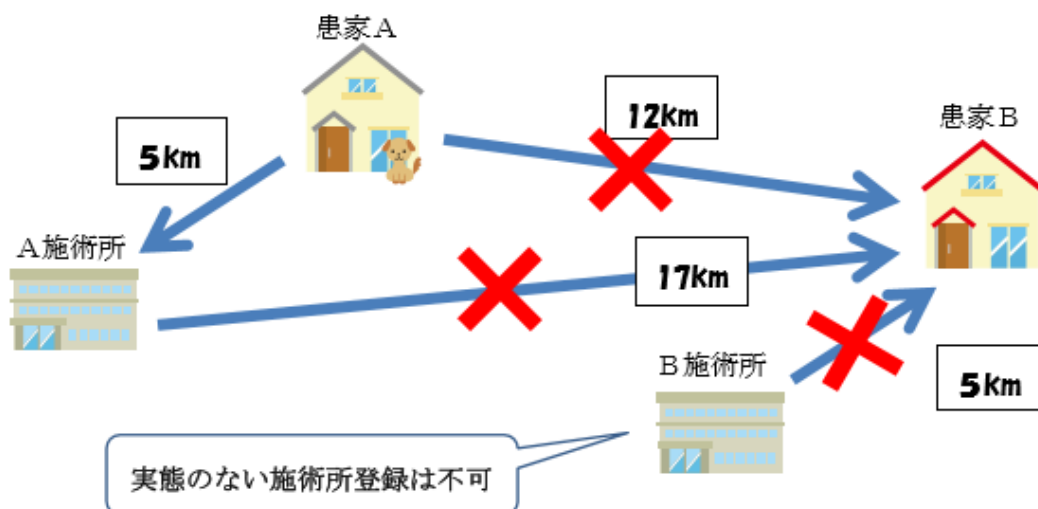
(直線距離：施術所～患者A＝9 km、患者A～患者B＝6 km)



施術所から患者Aまでは往療料を9 kmで算定しますが、患者Aから患者Bまでの往療料は、患者Aから患者Bまでの距離と、施術所から患者Bまでの距離を比較し、距離が短い方で算定することとなります。よって図の場合は6 kmではなく3 kmでの算定となります。3件目以降も同様に距離を比較しながらの算定となります。（※注意点：先順位

患家はすべての保険診療・自由診療が対象となります。後期高齢者医療保険対象者以外の方が起点となる場合は、往療料内訳書の余白にその旨記載をしてください。）

- ③施術所から2世帯以上を往療するが、16kmを超える場合
(直線距離：A施術所～患家A＝5km、患家A～患家B＝12km)



A施術所から患家Aまでは②同様に算定可能ですが、患家Aから患家Bまでの往療は、A施術所から患家Bまでの距離が16kmを超えているため、患家Bは療養費申請ができません。

16kmを超えた距離のある患家に赴くため、実態のないB施術所を登録して、患家Bの往療料を算定(5km)しての施術に係る療養費申請はできません。

5 施術録の施術経過所見欄への記載及び施術日報等の整備について

広域連合は、施術録により「いつ、どこで、誰が、どのような施術を行っているか」を確認します。

- (1) 被保険者証に記載されている被保険者住所と異なる住所に赴いて施術を行った場合には、その年月日と施術場所の住所又は施設名を施術経過所見欄に記載してください。
- (2) 1名の患者に複数の施術師が交代で施術を行った場合には、その年月日と施術師の氏名を施術経過所見欄に記載してください。
- (3) 療養費支給申請書と施術録を作成するために必要な補助簿として、施術者毎の施術日報を整備してください。施術録の施術経過所見欄には十分な場所がありませんので、施術日報には施術を行った患者順に、いつ(何時頃から、午前・午後等)、どこで(施術所又は患家等)、誰に(患者氏名)施術を行ったか、施術経過所見(新たな症状や症状の変化)を記載してください。

(4) 施術者単位又は患者単位の往療の実績が分かる往療記録簿についても、その整備に努めてください。

6 一部負担金について

一部負担金の支払いは、医療保険各法に基づく被保険者の義務であり、後期高齢者医療制度の被保険者については、一部負担金を全額負担しているものとして高額療養費及び高額介護合算療養費を算定し支給していることから、一部負担金を適正に徴収してください。

7 一部負担金徴収簿等の作成について

一部負担金を適正に徴収するために必要な補助簿として、一部負担金徴収簿を整備してください。ただし、療養費支給申請書と施術録を作成するために必要な補助簿として施術師毎の施術日報を整備している場合には、当該施術日報に一部負担金及び未払金を記載すれば、新たに一部負担金徴収簿の作成は不要です。

調査の過程で施術所が一部負担金を適正に徴収していないことが明らかとなった場合には、被保険者に通知するだけでなく、未払金の原因が被保険者にある場合には、保険者から被保険者に対して未払金を支払うよう指導を行う必要がありますので、保険者からその事務照会に対応できるよう、患者単位の未払金管理簿についても、その整備に努めてください。

II 疑義のある保険請求への対応

保険請求に疑義があり患家に対する調査の必要があると認める場合には、次のとおり患家等に対して聞き取り調査等を行い、その結果に基づき必要な事務改善等の要請を行うとともに、不正又は不適正な保険請求については療養費の返還請求をするほか、療養費代理受領の取扱いを中止することもあります。

1 保険請求に疑義がある場合の調査について

- (1) 患家等に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第60条及び第137条の規定に基づき、施術状況等の調査を行います。
- (2) 施術所に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第61条の規定に基づき、施術録、施術日報、一部負担金徴収簿等の閲覧や提出等による調査への協力を求めます。
- (3) 施術所の協力を得られない場合は、福島県に情報提供し、対応を協議します。
- (4) 調査の過程で施術所が一部負担金を適正に徴収していないことが明らかとなった場合には、調査と並行して、療養費支給申請書(写)を添付した文書により、「施術所が過去に請求していなかった一部負担金(未払い額)」についても、高齢

者の医療の確保に関する法律に基づく支払義務があり、今後、施術所から支払い額について請求があれば応じられたいこと。」及び「高額療養費又は高額介護合算療養費の支給額が適正であるか等を確認するために領収書（写）の提出を求められることがあるので、施術を受けた日は領収書の交付を求めること。」を患家に教示することがあります。

- (5) 他の保険者での不正又は不適正な保険請求が明らかとなった場合には、当該施術所の全患者に対して療養費支給申請書（写）を添付した文書により調査を行います。

2 調査結果に基づく改善等の要請について

- (1) 施術所の開設者又は勤務する施術師において、療養費代理受領に不正又は不適正な事実が認められた場合には、その事実を通知し、事務改善を求める必要がある場合には、改善誓約書の提出を求めます。
- (2) 過失により誤って不適正な療養費の請求を行った施術師に対しては、原則として、過去1年間遡及して自主点検を行い返還すべき療養費の額（返還金）を確定し、返納期限を定めて速やかな返還を求めます。

3 療養費代理受領の取扱いの中止について

- (1) 施術所の開設者又は勤務する施術師において、療養費代理受領に不正又は著しく不適正な事実が認められた場合には、次の基準により療養費代理受領の取扱いを中止します。
- ① 故意又は重大な過失により不正又は著しく不適正な療養費の請求を行ったもの。
- ② 一部負担金の不適正な取扱いをしばしば行ったもの。
- (2) 故意又は重大な過失の認定にあたっては、施術師に施術録等の作成管理や療養費の請求事務を自身で行うことが困難である等の特別な事情がある場合は、施術所の開設者又は開設者が雇用したその他の従業員による療養費の請求関連事務への関与を十分に調査の上、認定を行うものとします。
- (3) 療養費代理受領の取扱いの中止対象者
- ① 施術所に勤務する施術師（不正又は不適正な療養費支給申請書の施術証明欄に記載している施術師に限るものではなく、被保険者に施術を行った施術師全員が対象となります。）
- ② 施術所の開設者（療養費の振込や従業員の給与支払等、施術所の運営状況に基づいて確認できる実質的な開設者を含むものとします。）
- ③ 不正又は不適正な療養費支給申請書の作成に関与した事務責任者などその他の従業員

(4) 療養費代理受領の取扱いの中止期間及びその内容

療養費代理受領の取扱いの中止期間は5年とし、原則として取扱いの中止決定後5年を経過しない間は、次の取扱いを行います。

- ① 取扱いの中止を受けた者が開設する施術所に係る療養費支給申請書は、返戻します。
- ② 取扱いの中止を受けた施術師が勤務する施術所に係る療養費支給申請書は、返戻します。

ただし、必要に応じて当該施術所の施術録等を調査の上、その結果を踏まえて、取扱いの中止を受けた施術師以外の施術師が施術した療養費支給申請書の再提出は受理します。

- ③ 取扱いの中止を受けた事務責任者その他の従業員が勤務する施術所については、必要に応じて、当該施術所の施術状況や当該施術所で施術を受けた被保険者に療養費支給申請書（写）を添付した文書により調査を行います。

(5) 療養費代理受領の取扱いの中止後の措置

不正又は不適正な療養費の請求を行った施術所の開設者又は施術師に対して、原則として過去5年間遡及して返還すべき療養費の額（返還金）を確定し、返納期限を定めて速やかな返還を求めます。

返還に際しては、公正証書による損害賠償債務弁済契約書を作成し、作成に係る手数料・印紙代等の費用についても負担していただきます。

また、取扱いの中止後5年を経過した後であっても、返還金を完納できていない場合には、完納するまで取扱いの中止を継続するものとします。

(6) 医療保険者への通知

都道府県後期高齢者医療広域連合及び県内市町村に対して、療養費代理受領の取扱いの中止を行ったことを通知します。

また、県に対して報告し、県から県内市町村国保等に対して、療養費代理受領の取扱いの中止を行ったことを通知するよう要請します。

(7) 事実の公表

故意又は重大な過失により不正又は著しく不適正な療養費の請求を行ったものについては、返還金の確定状況等を踏まえて、原則として公表を行います。

Ⅲ その他

1 申請書の被保険者への開示について

- (1) 被保険者は月の最後に、申請書の内容を確認して記名・捺印します。できるだけ申請書の写し（副本）を被保険者に交付してください。
- (2) 平成28年度から療養費支給申請書（柔道整復の受領委任、はり・きゅう、あんま・マッサージの代理受領のもの）を画像化及びデータ化しており、被保険者に対し、申請書の無料交付サービスを実施する予定です。（実施時期は未定であり、交付の際は、口座情報を非表示）

福島県後期高齢者医療広域連合 業務課給付係
福島市中町8番2号 福島県自治会館内
TEL：024-528-9024 FAX：024-521-0254